

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：令和7年1月6日（令和7年（行情）諮問第7号）

答申日：令和7年3月26日（令和6年度（行情）答申第1090号）

事件名：特定の写真に写っている職員とされる個人が特定日特定時頃に職務専念義務がなかったことが分かる文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年5月10日付け近運総広第25号により近畿運輸局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示を求める。

本件存否情報は法5条1号に規定する個人情報に該当しないため。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件開示請求は、法4条1項に基づき、令和6年4月22日付けで、処分庁に対して本件対象文書の開示を求めたものである。

これを受け、処分庁は、令和6年5月10日付け近運総広第25号において不開示とする決定（原処分）をした。

審査請求人は、令和6年7月23日付けで、国土交通大臣に対し、原処分の取消しを求め、本件審査請求を提起した。

2 審査請求人の主張について

（略：上記第2の2に同じ。）

3 原処分に対する諮問庁の考え方

審査請求人は、審査請求書において、上記2のとおり原処分の取消しを求めていると解されることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

（1）本件開示請求は、行政文書開示請求書に審査請求人が職員であると判

断した個人の顔が識別可能な画像を添付し、当該個人に関し、特定日特定時頃に職務専念義務のなかったことが分かる文書の開示を求めるものである。そうすると、本件対象文書の存否を答えることは、画像から個人が識別されることとなる当該個人が特定日特定時頃の行動の事実の有無を明らかにするものである。当該情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(2) また、諮問庁から処分庁に対して改めて確認したところ、処分庁は、当該情報は、個人が職員であったとしても、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではない旨説明する。

(3) 当該情報に公表慣行がないとする処分庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すべき事情も認められないことから、当該情報は法5条1号ただし書イ及びハには該当するとは認められない。また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人にも開示することが必要な情報であるとは考えられないことから、同号ただし書ロに該当するとすべき事情も認められない。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

4 結論

よって、本件審査請求については、審査請求人の主張は当たらず、原処分は維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年1月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月6日 審議
- ④ 同月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を答えるだけで法5条1号に該当する不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 存否応答拒否の妥当性について

- (1) 本件開示請求は、行政文書開示請求書に審査請求人が、大阪合同庁舎4号館に勤務する職員であると判断した個人の顔や態様、行動していた場所等の情報が識別可能な写真を添付し、当該個人に関し、特定日の特定時頃に職務専念義務のなかったことが分かる文書の開示を求めるものであり、本件対象文書の存否を答えることは、写真から個人が識別されることとなる当該個人が、特定日特定時頃に、職務専念義務がなかったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであると認められる。
- (2) 本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、本件存否情報に係る法5条1号ただし書該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

審査請求人が行政文書開示請求書に添付した写真は特定日特定時頃に撮影されたものと考えられるが、当該写真から、個人の顔や態様、行動していた場所等の情報が明らかとなる当該個人について、特定日特定時頃に職務専念義務がなかったという事実は、当該個人が職員であったとしても、職務の遂行に係る情報であるとは認められず、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとも認められない。よって、本件存否情報は、法5条1号ただし書イ及びハに該当せず、同号ただし書ロに該当するとすべき事情も認められない。

上記諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すべき事情も認められないことから、本件存否情報は法5条1号ただし書イないしハに該当するとは認められない。

- (3) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

別紙（本件対象文書）

大阪合同庁舎4号館に勤務する職員（写真参照）が特定日特定時頃に職務専念義務のなかったことが分かる文書